

重要事項説明書



# 入園のしおり

《 保存版 》



社会福祉法人 豊橋みなみ福祉会

植田保育園

〒441-8134 豊橋市植田町字池堀田 68 番地の 1

TEL 0532-25-2411

FAX 0532-25-6129

## も く じ

保育目標	・・・ 1
保育時間 休園日 入園期の保育 連絡	・・・ 2
園児の送り迎え 交通安全 健康	・・・ 3
感染症の登園のめやす	・・・ 4
保育園にやむを得ず薬を持参する場合のお知らせ	・・・ 5
持ち物	・・・ 6
保育料等 独立行政法人日本スポーツ振興センター 保育所の損害補償	・・・ 7
保育園の食事	・・・ 8
デイリープログラム（保育園の一日の流れ）	・・・ 9
年間行事計画	・・・ 10
保育の実施状況	・・・ 11
台風の時の保育に関する取り扱い 地震時の保育	・・・ 12
個人情報保護の方針等について	・・・ 15
苦情の解決について	・・・ 16
園舎見取り図	・・・ 17
概要 沿革	・・・ 18

※ 植田保育園では、ホームページで保育園のご案内をしています。  
参考にしてください。

## 入園おめでとうございます

保育園は保護者の方の就労や病気などのため、お子さんの保育を必要とする時に、保護者の方にかわって保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設です。

入園する子どもの最善の利益を考慮し、家庭との親密な連携のもとに、子どもの状況や発達過程を踏まえ、環境を通して養護及び教育を一体的に行い、子どもにとって最もふさわしい生活の場となるように、国の定める基本方針「保育所保育指針」に基づき、日々保育をすすめています。

子どもにとって「楽しい保育園」であるとともに、保護者の皆様には「安心して子どもが過ごせる保育園」であることを大切にしています。

### 保 育 の 目 標

心身ともにたくましく、  
よく遊ぶ子ども  
( 明るく素直な子・思いやりのある子 )



#### 【 植田保育園の特色 】

四季の変化が身近に感じられる、自然に恵まれた環境の中で、子育て支援での活動や地域の方々等との交流を深め、思いやりの心を育み、健康な身体づくりをめざしています。

また、食育にも力を入れ「楽しく食べる子ども」に成長していくことを期待し、豊かな食の体験ができる環境づくりを心がけています。

**保育時間等** ※「保育短時間」と「保育標準時間」は、保育時間が違います。

月曜日～金曜日

**保育短時間** = おおむね8時間（午前8時～午後4時）

7:30	8:00		16:00	16:30
	通常保育			

**保育標準時間** = おおむね11時間（午前7時30分～午後6時30分）

7:30	8:00			18:30
	通常保育			

土曜日<家庭保育の日> = 仕事で保育を希望される方は、保育園へ申し出てください。

**保育短時間・保育標準時間**

7:30	8:00		12:30	13:00
	通常保育			

※ 保育短時間利用者の方は事情により16:30以降、降園の場合は利用料が必要となります。

利用料 = 日額150円

※ 0歳児保育は、おおむね8か月から保育します。保育園に直接ご相談ください。

## 休園日

1. 国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日、年末年始。
2. その他、保育園が指定したとき。

## 入園期の保育

新入園児につきましては、入園後一週間をめやすに保護者の方と話し合い、一人一人の様子に合わせた内容で、保育時間・日数等を配慮してならし保育を行います。

## 連絡

1. 毎月「園だより」・「クラスだより」・「給食だより（パクパクだより）」・「献立表」等をきずなネットにて配信いたします。（紙媒体が必要な方は事務所にしてお渡しします。）
2. 緊急のお知らせ・毎日の保育の様子やお知らせ等は、ICT登園管理メール配信もしくはきずなネットにてお知らせいたしますので、お読みください。
3. 両親の勤務先又は連絡先は、急用のときなどに必要ですのでお知らせください。また、転居や勤務先の変更の場合も随時お知らせください。
4. お休みする場合は、できるだけ午前9時までに連絡してください。  
登降園管理システムもしくは電話連絡をしてください。  
また、送迎時間が通常より早くなったり、遅れる場合も連絡をお願いします。
5. 転居等で退園・転園するとき・支給認定証の記載事項に変更があるときは、前月20日までに「保育所退所届」「保育所変更申込書」「支給認定の変更」等の届け出が必要となりますので、保育園に申出てください。
6. ICT登降園管理システムや携帯メール連絡網『きずなネット』があります。入園後用紙を配布いたしますのでお手元の携帯電話（パソコン）にメールアドレスを登録していただきます。そうしますと各クラスからの毎日の連絡メールが届きます。きずなネットでも
  - ・不審者情報、感染症の発生状況、行事などの緊急時に連絡をします。
  - ・災害時の緊急連絡をします。また園フォトへの登録もお願いします。登録していただくと写真販売が利用できます。年に4回程度ネットにて写真販売しています。



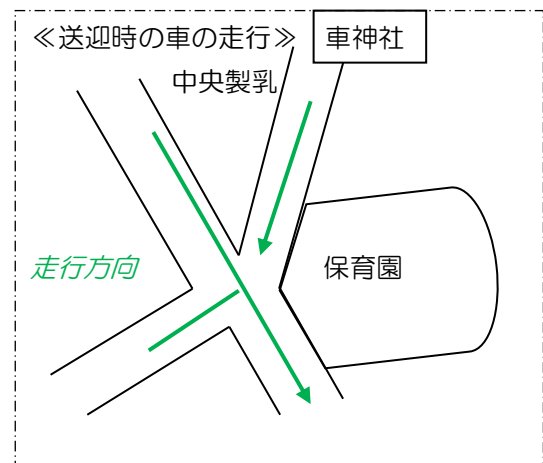
## 園児の送り迎え

1. 園児の登園は、できるだけ午前9時頃までをお願いします。
2. 送り迎えの人をきめ、責任をもって送迎してください。他の人が迎えに来られる場合は、必ず前もって保育園に連絡をお願いします。(小学生の送り迎えはご遠慮ください)
3. 登園の際は、必ず保育士にお子さんを預け、必要な連絡がありましたら伝えてください。

※登園は、正門・または通用門から園児下駄箱・テラスよりお願いします。

## 交通安全

1. 登園、降園の際は、まず大人が交通ルールを守り事故防止に心がけましょう。
2. 車での登園、降園の際は、植田保育園父母の会で決めた独自のルールを守り、車の乗り降り横断には保護者の方が責任をもって送迎してください。また、駐車時はエンジンを止め施錠を心がけていただき、車上ねらいにも気をつけてください。  
※降園時には道路が大変混雑します。  
遊ばず、速やかに帰りましょう。
3. 『幼児交通安全クラブ』について  
保育園には父母の会を中心とした『植田幼児交通安全クラブ』があります。  
園児と保護者・職員で、交通安全教室などを行い、事故防止に努めています。



## 健康

1. 早寝、早起き、朝の排便は、子どもの身体のリズムを整え、一日の気持ちよい生活を維持するために大切なことであり、健康でいきいきした子どもの基盤づくりです。
2. 健康チェック  
お子さんの様子でいつもと違う様子が見られた場合は、登園時にお知らせください。  
お子さんの様子は、乳児組は「健康調べ」に、幼児組は「健康チェックカード」に記入していただき、毎朝担任が確認します。
3. 健康診断(年2回)、身体測定(毎月)、歯科検診(年1回)、検査をします。
4. 保育園登園後に体調不良等の症状が出た場合は、保護者の方にご連絡させていただくことがあります。発熱は38・0度を目安としますが、発熱だけでなく全身症状等でも判断いたします。ご理解ください。
5. 感染症疾患の場合  
登園に際しては専門の医師の指示に従ってください。保育園は集団生活の場ですので、お子さんの病後の状態や他の園児への影響が心配されるような場合には、家庭保育をお願いすることがあります。  
P4別表を参照してください。また、保育園にもお知らせください。
6. 薬  
基本的には家庭で飲むようにしてください。  
やむを得ない理由で、保育園で服用する場合は、P5の資料を参考にし「与薬依頼書」に必要事項を記載していただき、薬に添付してください。事務室にてお受けいたします。
7. つめは短く切り、洗髪もこまめにしましょう。
8. 衣服等は常に清潔なものを身につけましょう。

# 感染症の登園のめやす

※主治医の診断を受けてから登園してください。

	病名	潜伏期間	感染可能期間	主な症状	登園基準
1	麻疹（はしか）	8～12日 (7～18日)	発疹出現前1～2日前から発疹後4日間	上気道のカタル、発熱 粘膜疹コプリック斑	発疹に伴う熱が下がった後、3日を経過し元気が良いとき
2	風疹（三日はしか）	16～18日 (14～23日)	発疹出現前7日から出現後7日間	発疹、発熱、 リンパ節腫脹	発疹が消失したとき
3	水痘（水ぼうそう）	14～16日 (10～21)	水疱発現前1、2日～かさぶた形成まで	軽熱、被覆部に発疹、 斑点丘疹状→水疱→顆粒状果皮	すべての発疹がかさぶたになったとき
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	16～18日 (12～25日)	明らかな症状を示す7日前からその後9日続く	発熱、耳下腺、舌下線、 顎下腺の腫脹及び圧痛	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが発現してから5日を経過し、全身状態が良好
5	インフルエンザ	1～4日 (平均2日)	症状がある期間 発症前24時間から発症後3日が最も強い	発熱、全身倦怠、筋肉痛、 鼻カタル、咽頭炎、咳	発症後5日間を経過し、かつ解熱した後3日を経過し元気がよいとき
6	咽頭結膜熱（プール熱）	2～14日	咽頭から2週間 糞便から数週間	発熱、咽頭炎と結膜炎の 合併症、頭痛、食欲不振	解熱し、主要症状がなくなった後、2日経過するまで
7	百日咳	7～10日 (5～12日)	咳が出現してから2週間以内が最も強い	感冒様症状から特有な 咳発作になる	特有の咳が消失したとき
8	流行性角結膜炎（はやり目）	2～14日	発症後2週間	流涙、結膜充血、眼脂、 目やに、耳前リンパ節の腫脹と圧痛	医師において感染の恐れがないと認められるまで
9	急性出血性結膜炎	1～3日	ウイルス排出は呼吸器から1～2週間、 便からは数週間から数か月	急性結膜炎で結膜出血	医師において感染の恐れがないと認められるまで
10	溶連菌感染症	2～5日	抗菌薬内服後、24時間が経過するまで	発熱、咽頭痛、扁桃腺炎、 莓舌、頸部リンパ節炎、 全身に発疹	抗菌薬内服後24時間～48時間経過していることただし治療の継続は必要
11	感染性胃腸炎（ロタウイルス感染症・ノロウイルス感染症）	ロタウイルス1～3日 ノロウイルス12～48時間後	症状のある時期	嘔気、嘔吐、下痢 乳幼児は黄色より白色調が多い	嘔吐、下痢等の症状が治まり普通の食事ができること
12	RSウイルス感染症	4～6日 (2～8日)	3～8日 (乳児では3～4週)	発熱、鼻汁、呼吸困難	重篤な呼吸器症状が消失し全身状態がよいこと
13	マイコプラズマ肺炎	2～3週間 (1～4週間)	臨床症状発現時がピークでその後4～6週間	咳、発熱、頭痛から咳が激しくなる	発熱や激しい咳が治まっていること
14	手足口病	3～6日	唾液へのウイルス1週間 糞便へのウイルス数週間	手足口に水泡性の発疹 口内炎がひどくて食事がとれないことがある	解熱後1日以上経過し、普段の食事がとれること
15	ヘルパンギーナ	3～6日	唾液へのウイルスは1週間 糞便へのウイルスは数週間	高熱、咽頭痛、咽頭に水泡疹や潰瘍形成、咽頭痛がひどくて食事、飲水できないことがある	解熱後1日以上経過し、食事でも十分できて元気になったとき
16	伝染性紅斑（リンゴ病）	4～14日 (～21日)	風邪症状発現から顔に発疹が出現するまで	顔面赤斑とくに頬部の赤斑性発疹	発疹が出現した頃には感染力は消滅しているため、全身状態が良いこと
17	単純ヘルペス感染症	2日～2週間	水泡が出来ている間	歯肉口内炎 口周囲の水泡	発熱がなく、よだれが止まり、普段の食事ができること
18	突発性発疹	10日	感染力は弱い、発熱中は感染力がある	高熱、3日後に全身発疹	解熱後1日以上経過し、全身状態が良いこと
19	伝染性膿痂疹（とびひ）	2～10日 長期の場合もある	効果的治療開始後24時間	湿疹や虫刺され痕をかいた部に、びらん、水泡病変を形成	皮膚が乾燥しているか、湿潤部位が覆うことができる程度のものであること
20	アタマジラミ	10～14日 成虫まで2週間	産卵から孵化まで	小児では多くが無症状であるが、かゆみを訴えることがある	駆除を開始していること
21	伝染性軟属腫（水いぼ）	2～7週間 時に6か月まで	不明	直径1～3mmの半球状のいぼが四肢、体幹等に数個～数十個できる	かいた傷から滲出液が出ている時は、覆うこと

(厚生労働省 『保育所における感染症対策ガイドライン』 参照)

## 保育園にやむを得ず薬を持参する場合のお知らせ

お子さんの薬は、本来は保護者の方が登園して飲ませていただくのですが、やむを得ない理由で保護者の方が登園できない時は、保護者と園側で話し合いのうえ、保育園の担当者が保護者に代わって飲ませます。この場合は万全を期するため「与薬依頼書」に必要事項を記載し、薬に添付して事務室までお持ちください。

1. 薬はお子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限ります。保護者の判断で持参した薬（市販の薬）は対応できません。
2. 座薬の使用は原則として行いません。やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示書を添付してください。なお、使用にあたってはその都度保護者にご連絡しますのでご了承ください。
3. 持参する薬について
  - ①医師が処方した薬には必ず「与薬依頼書」を添付してください。なお、「薬剤情報提供書」がある場合にはそれも添付してください。
  - ②使用する薬は、一回分に分けて、当日分のみご用意ください。
  - ③袋や容器には、お子さんの名前を記入してください。
4. 「与薬依頼書」が必要な方は事務室にお送りください。

### 与 薬 依 頼 書 < 見 本 >

植田保育園長様

令和 年 月 日

組 園 児 名 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_

連絡先Tel \_\_\_\_\_

医師の診察を受けたところ、下記のとおり指示がありましたので、保育園での与薬をお願いいたします。

主治医	病院・医院	Tel				
病名（又は症状）						
処方月日	年 月 日に処方された	日分のうち本日分				
保 管	常温 ・ 冷蔵庫 ・ その他（ ）					
薬の種類	粉（ ）包 ・ 水薬 ・ 錠剤 ・ 外用薬 ・ 点眼薬 ・ その他（ ）					
薬の内容	かぜ薬 ・ 抗生物質 ・ 下痢止め ・ その他（ ）					
投与日時	年 月 日 ～ 月 日					
	食前 ・ 食後 ・ その他（ ）					
投与方法	水に溶かして ・ 粉のまま ・ 点眼薬（右 / 左） ・ その他（ ）					
区分	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
受領者サイン						
投与時間						
投与者						

# 持ち物

## 1. 入園時に用意していただく物

- 雑巾 1枚
- ティッシュペーパー 1箱（再度お願いする場合があります。）

## 2. 毎日の持ち物

区分	0～1歳児	2歳児	3～5歳児	備考
食事用エプロン	1枚	1枚		毎日清潔な物を用意してください
手拭タオル	1枚	1枚	1枚	
タオル	1枚	1枚		からだ用（浴用時に使用）
ビニール袋	2～3枚	2～3枚	2～3枚	汚れ物を入れます
カラー帽子	毎日使います。常に清潔にしておいてください。 ゴムの傷みがありましたら取り換えをお願いします。			
出席ブック		出席したらシールを貼ります。身体測定結果なども記入します（0～1歳児は健康調べに身体測定結果を記入）		
健康調べ	毎日連絡事項を記入してください			
健康チェックカード			毎日	毎朝記入してください
ハンカチ ティッシュ			毎日	
歯ブラシ コップ			1組	幼児組。 出し入れしやすい布袋に入れる
上靴			サイズの合った物	週末には持ち帰り 洗濯をお願いします
紙おむつ 紙パンツ	5～6枚	4枚	必要なら 2回分	子どもさんに合わせて 用意してください
おしりふき	1パック	1パック		
布パンツ	必要に応じて	必要に応じて	(3歳) 1～2枚	常時保育園に置いておきます
下着（肌着）	2枚	2枚	(3歳) 1枚	
上着	2枚	2枚	(3歳) 1枚	着脱しやすいもので
ズボン（長・短）	2枚	2枚	(3歳) 1枚	//

午睡用品	乳児一年中	3歳児4月上旬～9月下旬	4・5歳児6月上旬～8月下旬
	掛け布団・敷き布団（季節により毛布、タオルケット）枕はいりません。 幼児の布団は子どもが持ち運びしやすい大きさでお願いします。 月曜日に持ってきて金曜日に持ち帰ります。清潔に心がけてください。		
※ すべての持ち物に必ず名前を書いてください。			
※ 上記の表は目安の枚数です。季節や子どもさんの発達に合わせて調節してください。 また、使用したら随時補充をお願いします。			



### 3. 価 格

以下のものは園及びオーバヤシで購入できます。《 価格は変更することがあります。》

用 品	価 格	用 品	価 格
園 服（冬）	3,300円（S～LL） 3,400円（3L・4L）	たれ付きカラー帽子 （2・3・4・5歳児）	1,000円
体操服（半袖）	3,600円	たれ無しカラー帽子 （0.1歳児）	680円
体操服（半ズボン）	2,800円	※通園カバン（リュック型）と上靴は自由 です。園で上靴購入の場合は2,300円。 ※園服・カラー帽子はオーバヤシが販売。 それ以外は園にて販売いたします。	
おしらせばさみ	550円		
通園バック	630円		

#### 4. その他

- 幼児はハンカチをポケットに入れて持たせてください。
- 毎日カバンの中を確認し、持ち物の点検をお願いいたします。
- 保育園に**不要なおもちゃ・カード・キーホルダー等**は持ってこないようにしてください。

### 保 育 料 等

1. 保育料（年少以上は無償）は、毎月指定の口座から引き落としされます。  
口座振替の用紙は事務所にありますので、手続きをお願いします。
    - ・保育料は、住民税で算定されます。保育料の切り替え時期は、9月です。
    - ・保育短時間利用と保育標準時間利用とでは保育料が違います。詳しくは、豊橋市から出される「令和6年度豊橋市の保育料」をご覧ください。
  2. 主食代 800 円・副食代 4,500 円は年少以上、絵本代は 2 歳児以上、父母の会費 250 円等は、毎月口座振替で徴収します。3 日前までに、指定口座に入金してください。  
（給食費に関しましては変更することがあります。）
  3. 保育園を3日以上連続して欠席することを2週間前までに申し出された場合は、副食費、主食費の調整をします。
- ※ 年度途中で、上記の内容に変更があった場合は、速やかにお知らせします。

### 独立行政法人 日本スポーツ振興センター災害共済について

市内の保育園では、原則としてどの保育園でも加入しており、園児が登園後、けがをした場合に医療費の一部相当額が給付される制度です。

共済掛金は保育園と保護者双方の負担となります。5月に、児童一人につき210円を集金させていただきます。

※5月以降の途中入所については、入所月にお支払いいただきます。

### 全国社会福祉協議会 保育所の損害補償

保育所における園児の事故や損害賠償責任を補償する保険に保育園が加入しています。

# 保育園の食事

給食は、保育園の調理室で作る完全給食です。食事は空腹を満たすだけでなく、温かいぬくもりのある食事を楽しく食べるということで、食を通して『豊かな人間性を育み、生きる力を身につける』ために大切な場面ととらえています。

また、保育園の献立は市役所で乳幼児の栄養所要量などを考慮して作成されており、調理員が心をこめて作っています。

	乳 児	幼 児
主 食	パン・米・麺	パン・米・麺
副 食	幼児食とほとんど同じですが、年齢に配慮した調理をしています。	主菜、副菜、汁物、果物
おやつ	午前10時ごろ 牛乳・果物・菓子 午後3時ごろ 幼児と同様のもの	午後3時ごろ 牛乳・手作りおやつ・菓子・果物

- ❖ 0歳児の献立は、離乳初期・中期・後期と区分しています。
- ❖ 食物アレルギーのお子さんで、医師の治療や指導を受けていて、家庭でも実践されている方については、保育園でも一人一人の体質を考慮しながら除去食・代替食の対応をしています。必要な方は事前に保育園へご相談ください。

※ アレルギー食物除去の書類（アレルギー疾患生活管理指導表）を、医師に作成していただき年に1・2回提出をお願いしています。

なお、アレルギー改善の方向に、保護者の方のご理解も必要となりますので、よろしくお願いいたします。

食事に関するおたより「パクパクだより」

保育園では、季節にあわせた食事を、楽しくとることができるように計画しています。



## デイリープログラム （保育園の一日の流れ）

0・1・2歳児（乳児）		保育の内容や保育者の援助	3歳以上児（幼児）	
時 間	プログラム		時 間	プログラム
7:30~ 8:00~	登 園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元気に登園し、朝の挨拶を交わす。</li> <li>・保育士の愛情豊かな受容により気持ちのよい生活ができるようにする</li> <li>・いろいろな遊びを楽しむ。（戸外・室内）</li> <li>・保育士と一緒に遊びを楽しむ中で、子どものつぶやきやしぐさに共感し、語りかけながらやさしく対応していく。</li> <li>・望ましい生活の仕方や態度が身につくよう配慮する。</li> <li>・各年齢で、いろいろな遊びを楽しむ。（戸外・室内）</li> <li>・子ども達に自発的な思いが芽生えるよう環境を準備する。</li> <li>・様々な遊びを体験する中で、遊びの連続性を大切にする。</li> <li>・楽しい雰囲気の中で、友だちと一緒に食事をしたり様々な食べ物を食べる楽しさを味わったりする。</li> <li>・食を通して豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていけるようにする。</li> <li>・子どもの発達などに応じて、活動のバランスを図りながら適切な休息がとれるようにする。</li> <li>・いろいろな遊びを楽しむ。（戸外・室内）</li> <li>・子ども達の大好きな手作りおやつなどを、楽しい雰囲気の中で食べる。</li> <li>・迎えの際は、子どもの今日の様子等を伝える。</li> <li>・友だちや保育士に「さようなら」の挨拶をし、降園する。</li> <li>.....</li> <li>・乳児と幼児に分かれ年齢に応じたあそびを保育者と一緒に楽しむ。異年齢の友だちとの関わりの中で親しみや思いやりの気持ちが持てるようにする。</li> <li>・家庭的雰囲気の中で過ごし、迎えを待つ。</li> </ul>	7:30~ 8:00~	登 園
9:00~	遊 び		9:00~	遊 び
10:00~	お や つ		10:00~	集 ま り
11:40~	遊 び		12:00	食 事
12:40~	食 事		13:00~	遊 び
14:50~	午 睡		14:50~	お や つ
15:30~	お や つ		15:30~	短時間保育 降 園
16:00 .....	短時間保育 降 園 .....		16:00 .....	.....
18:30	標 準 時 間 保 育 降 園		18:30	標 準 時 間 保 育 降 園

※各年齢によって、保育の内容に対する援助、配慮は変わります。



# 年間行事計画

※.....は保護者参加の行事です。

月	おもな行事	健康面
4	入園式・父母の会総会 春の交通安全市民運動 乳児午睡始め(一年を通して) 年少児午睡始め 子どもの日を祝う会	
5	父母の会資源回収(第1回) 園外保育(春の遠足) 小学校運動会(年長) 食育指導 年中・年長児午睡始め	健康診断
6	衣がえ 保育参観 歯磨き指導会 食育指導 保育交流会(年長 こじか保育園) 個人懇談会(年少・年中・年長) 防犯教育訓練 環境訪問指導	歯科健診
7	プール開き セタまつり会 夏の交通安全市民運動 幼児交通安全巡回教室 プラネタリウム見学(年長) 夏まつりごっこ	
8	校区盆踊り 父母の会観劇会 年中・年長児午睡終了 プール納め 食育指導	
9	防災訓練 お月見会 秋の交通安全市民運動 年少児午睡終了 運動会	尿検査
10	衣がえ お店屋さんごっこ 保育交流会(年長 こじか保育園) 園外保育(秋の親子遠足) ハロウィン	健康診断
11	校区文化祭(年長児) 秋季火災予防運動 七五三祝い 中央製乳見学(年長・年中児) 食育指導	
12	発表会 自然物であそぼう(地域の方) 子ども未来館体験(年長児) 年末の交通安全市民運動 父母の会資源回収(第2回) クリスマス会 もちつき会	
1	おめでとう会	
2	豆まき会 保育参観(歌とリズム) 父母の会総会 食育指導	
3	ひなまつり会 なかよし遠足 入園説明会(用品販売) お別れ会 親子の集い(年長児) 卒園式	
毎月	身体測定 交通訓練 避難訓練 誕生会【年10回 あそび大好き】	
通年	絵本貸し出し	

子育て支援 = 『きしゃぽっぽ』(月1回水曜日 午前10時から午前11時15分)

= 園庭開放(月2~3回水曜日 午前10時から午前11時15分 雨天中止)

保育交流会 = 年長児がこじか保育園と年に1~2回交流をします。

誕生会 = 毎月行います。

あそび大好き = 年長児を対象に年10回(1回は年中)の予定で、運動遊び教室を行っています。

★行事の内容につきましては変更になる場合がありますのでご了承下さい。

## 保育の実施状況

### 豊橋市指定園

◎一時保育 = 保護者の勤務形態や傷病のため、また用事やリフレッシュなどの際に、一時的に保育園においてお子さんを預かります。1か月あたり14日間の利用ができます。保育園までお問い合わせください。（担当保育士が配置されています。）

(1)非定型的保育	保護者の勤務形態により、週1～3日働くなど家庭での保育が困難となる場合
(2)緊急保育	保護者の傷病、事故、出産などのため、緊急・一時的に家庭での保育が困難となる場合
(3)その他	何らかの理由により一時的に保育が必要となる場合

- ・対象 : 豊橋在住の保育園に入園していない就学前児童
- ・保育時間 : 平日 午前8時～午後4時
- ・利用料 : 日額 2,000円 (給食費別 300円)  
おつりのないようお願いします。
- ・利用申込 : 登録が必要です。保育園へお申し込みください。

◎特別支援保育 = 心身の順調な成長を願い、さまざまな個性を持つ子どもたちが集団生活の中で社会生活に必要な基礎を培う保育を目指します。また、医療機関や相談機関などとの連携を図っています。

### 自主事業

子育て支援地域活動事業として、地域の未入園児及び保護者の方に相互の交流を行う場所を提供し、親子で一緒に遊び、また子育てについての相談・情報の提供などの援助を行っています。日程・遊びの内容については回覧、保育園掲示物、園ホームページをご覧ください。

◎きしゃぼっぽ = 月1回(水曜日) AM10:00～11:15 (雨天決行)  
遊戯室でいろいろな遊びをしたり、催し物・園行事に参加できます。  
園庭で、親子での遊びも楽しめます。

◎園庭開放 = 月2回(水曜日) AM10:00～11:15 (雨天中止)  
園庭を使って親子で自由に遊びを楽しみます。



## 台風時の保育に関する取扱い

1. 園児が登園前（在宅中）に、東三河南部（豊橋市）に「暴風警報」が発令されている場合  
※登園を見合わせてください。ただし
  - (1)午前6時までに警報が解除された場合 ⇒ 平常通りの保育をします
  - (2)午前9時までに警報が解除された場合 ⇒ 警報解除後約1時間後より保育をします。
  - (3)午前9時以降に警報が解除された場合 ⇒ 保育園の安全性等の状況を判断して、保育の実施を決定します。
2. 園児が登園後に、東三河南部（豊橋市）に「暴風警報」が発令された場合
  - (1)保護者の方は速やかにお迎えをお願いします。
  - (2)保護者に連絡がとれない場合、または、やむを得ず迎えにくる事ができない場合は、保護者の方が迎えに来られるまで保育園で保育します。
3. 東三河南部（豊橋市）に「大雨警報」・「洪水警報」が発令されている場合
  - (1)各地域により状況が異なりますので、実情に応じて保育します。

### 特別警報が発表された場合

4. 登園前に「暴風」・「大雨」・「波浪」・「高潮」・「暴風雪」・「大雪」等の特別警報が発表された場合。
  - (1)登園させないでください。
  - (2)特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・道路の状況等に係る情報収集に努め、園児を安全に登園させようと判断できるまでは登園させないでください。
5. 登園後に「暴風」・「大雨」・「波浪」・「高潮」・「暴風雪」・「大雪」等の特別警報が発表された場合。
  - (1)ただちに、災害の状況及び気象・交通機関・道路の状況等に係る情報収集並びに園児の生命及び安全を確保する最善の対応（保育園留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行います。
  - (2)園児を園内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・道路の状況等に係る情報収集に努め、園児を安全に保護者に引き渡せると判断できるまで引き渡しを行いません。
6. 園の安全性や、保育の実施などについては、いずれの場合も「ICT 登園管理システム」や「きずなネット」でお知らせします。

## 地震時の保育

### 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合

1. 園児が登園前(在宅中)に発表された場合は、当日以降の保育の実施又は行事を中止します。
  2. 園児が登園後に、発表された場合は、保育の実施又は行事を直ちに中止しますので、保護者の方は速やかにお迎えをお願いいたします。
- ※ 上記のいずれにおいても、保育園は、安全確認がされるまでの間は休園といたします。
- ※ 特別警報（津波及び地震）においても同様の対応をいたします。



## 臨時休園の基準

「豊橋市保育所等の災害時（風水害）における臨時休園基準」によります。

「豊橋市保育所等の災害時（風水害）における臨時休園基準」 令和5年10月

### 1. 目的

台風、集中雨等の災害により、人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合（以下「災害時」という。）に、園児、保護者、職員等の安全を守るため、豊橋市内の保育施設における臨時休園の対応について基準を定めるもの。

### 2. 対象

豊橋市内の保育所、認定こども園（以下「保育所等」という。）

### 3. 臨時休園の基準

災害時における臨時休園の基準について、下記のとおり定める。

#### (1) 警戒レベルに応じた基準

発令のタイミング 警戒レベル（避難情報）	開園前	開園後
警戒レベル5 （緊急安全確保）	臨時休園	園児引渡し後 臨時休園
警戒レベル4 （避難指示）	臨時休園	園児引渡し後 臨時休園
警戒レベル3 （高齢者等避難）	臨時休園	園児引渡し後 臨時休園
警戒レベル2	開園	開園
警戒レベル1	開園	開園

※上記基準は、警戒レベルが発令された地域に位置する保育所等に適用する。

※警戒レベル3以上は、豊橋市が発令する避難情報（気象庁等が発表する防災気象情報（警戒レベル相当）とは異なる。）に基づくものによる。

※上記基準によらず、状況に応じた総合的判断により臨時休園を決定することがある。

※保育所等ごとに個別の対応が必要と考えられる場合には、市と保育所等で協議することとする。

#### (2) 警報に応じた基準

発表のタイミング 警報の種類	開園前	開園後
特別警報	臨時休園	園児引渡し後 臨時休園
暴風（雪）警報	臨時休園	園児引渡し後 臨時休園
その他の警報 （大雨・洪水・大雪・波浪・高潮）	開園	開園

※上記基準によらず、状況に応じた総合的判断により臨時休園を決定することがある

※保育所等ごとに個別の対応が必要と考えられる場合には、市と保育所等で協議することとする。

※その他の警報（大雨警報等）については、状況に応じて保護者に対しお迎えを依頼する場合もある。

### (3) その他

- (1) 警戒レベルに基づく対応と(2) 警報に基づく対応が、開園と臨時休園で異なる場合は、臨時休園とする。
- 名古屋地方気象台が、大雨災害の可能性について予測した場合には、前日までに臨時休園を決定することがある。

#### 【開園後の臨時休園について】

- 保護者に対して速やかなお迎えを依頼し、全ての園児の引渡し後に臨時休園とする。
- 保護者の速やかなお迎えが困難な場合は、あらかじめ指定した園内の最も安全な場所で保育を行うこととする。
- 道路状況などにより保護者のお迎えが危険な場合は、安全な状況になってからの引渡しとする。

## 4. 保育所等の再開の基準・対応

避難情報等が解除された場合、保育所等は速やかに次の事項を確認し、安全等が確保でき受入準備が整い次第、施設を再開する。

なお、給食の提供については、各園の判断によることとする。

### (1) 再開に当たり、確認すべき事項

- 施設や施設周辺の被害状況
- ライフラインの被害状況（電気、水道、ガス、交通等）
- 給食の提供体制
- 職員の勤務体制

## 5. 臨時休園時及び再開時の連絡方法等

### (1) 臨時休園時

#### 【市⇄保育所等】

- 市は、臨時休園に該当する避難情報等が発令された場合や、基準では開園に該当するが、状況により臨時休園を決定した場合、保育所等へメールで連絡する。
- 市は、保育所等に甚大な被害などが想定される場合、保育所等に状況報告を決めることがある。

#### 【保育所等⇒保護者】

- 保育所等は、臨時休園に該当する避難情報等が発令された場合や、基準では開園に該当するが、状況により臨時休園が決定された場合、速やかに保護者へ連絡する。
- 保育所等は、必要に応じて、施設の入り口に臨時休園とする旨と緊急連絡先を示した貼り紙等を掲示する。

### (2) 再開時

#### 【市⇄保育所等】

- 市は、避難情報等が解除された場合、保育所等にメールで連絡する。
- 保育所等は、避難情報等が解除された場合、速やかに「4.(1) 再開に当たり、確認すべき事項」を確認し、安全等が確保でき受入準備が整い次第、施設を再開する。
- 保育所等は、安全に保育できる状況が確保できず施設を再開できない場合、速やかに市へ連絡する。

#### 【保育所等⇒保護者】

- 保育所等は、施設の開園が可能になった場合、再開時間等について保護者へ連絡する。

## 個人情報保護の方針等について

子どもたち及び保護者の皆さんの個人情報を認識し、個人情報保護に関する法令等を遵守し、その保護に努めます。

### ① 個人情報の取得と利用

個人情報の取得にあたり、利用目的及び利用方法をあらかじめ通知・公表し、利用目的にしたがって情報の収集・利用・提供を行います。

### ② 個人情報の第三者提供

法令等に定められている場合や業務の委託先に提供する場合等のほか、本人ないし保護者の方の同意を得ることなく、第三者に提供しません。

### ③ 個人情報の管理

個人情報の紛失、漏えい、滅失、毀損などがないように十分安全に管理を行います。また、業務委託先に対しても、管理監督を行います。

### ④ 個人情報の開示等

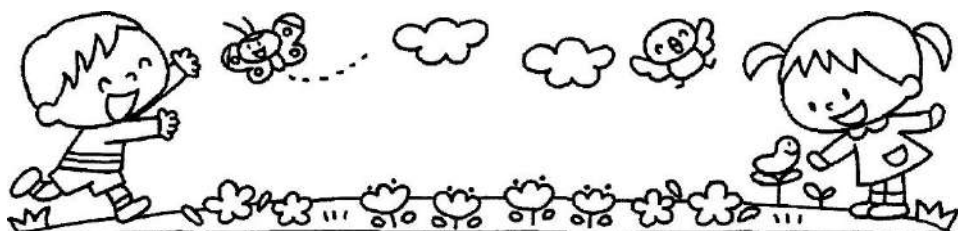
個人情報について本人ないし保護者の方から問い合わせ、開示、訂正、削除、利用停止等の申し出があった場合には、適切に対応します。

### ⑤ 個人情報の取り扱いに関する苦情への対応

個人情報の取り扱いに関して苦情が寄せられた場合には、速やかに対応します。

### ⑥ 組織及び体制

個人情報を保護するための管理者を設置し、個人情報の適切な管理を行うと共に、職員に対して必要な研修を行います。



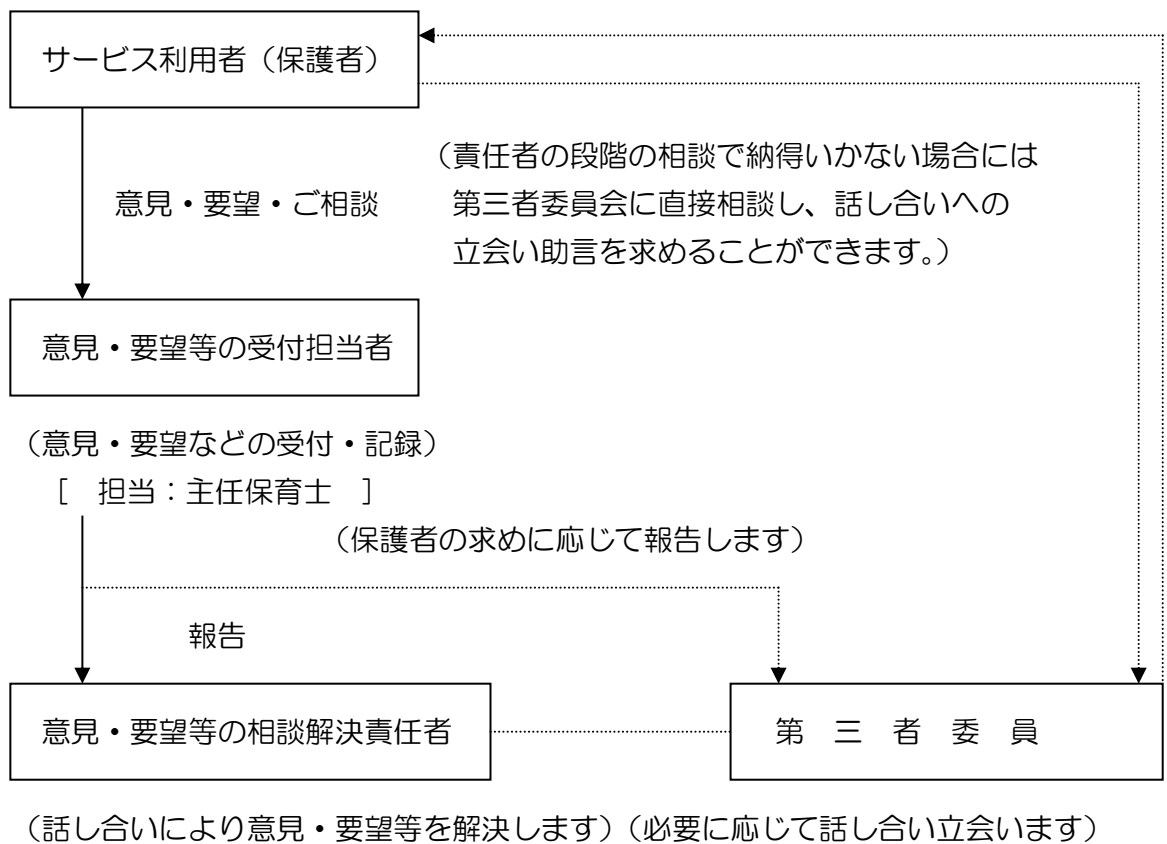
## 苦情の解決について

広く皆様の英知を結集して、保育園の健全な発展を図るために園内に「苦情処理委員会」を設置し、日常の保育活動等に関わる苦情に適宜適切な対処ができるように配慮していきます。専用のポストと用紙が中央玄関フロアにあります。

- ①苦情処理受付責任者                   主任保育士
- ②苦情解決処理責任者                  園 長 ・ 第三者委員

### ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて

社会福祉法人 豊橋みなみ福祉会  
植 田 保 育 園



※相談解決の結果（改善事項）は口頭もしくは文書で責任者よりご報告申し上げます。

[責任者：園長   中立 芳久 ]

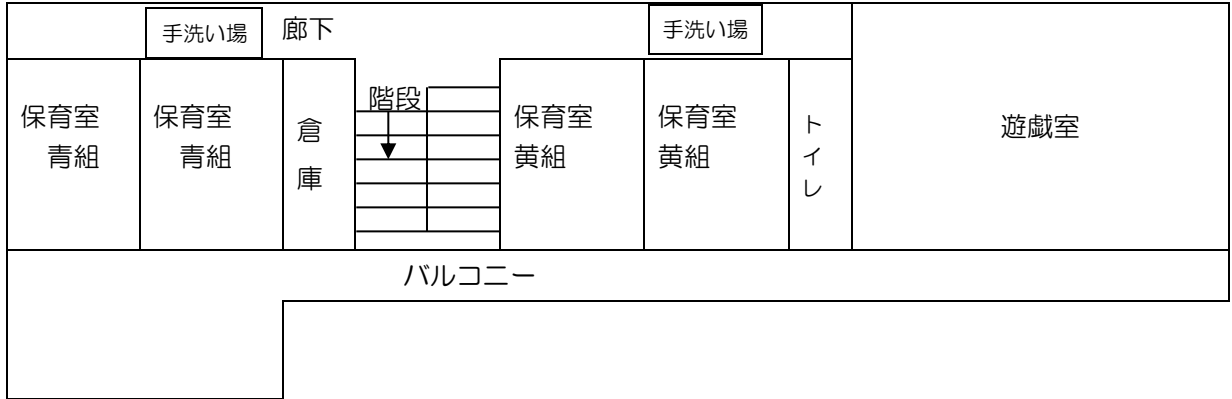
[第三者委員   小林  勲                   ]

[第三者委員   長谷川尚美                   ]

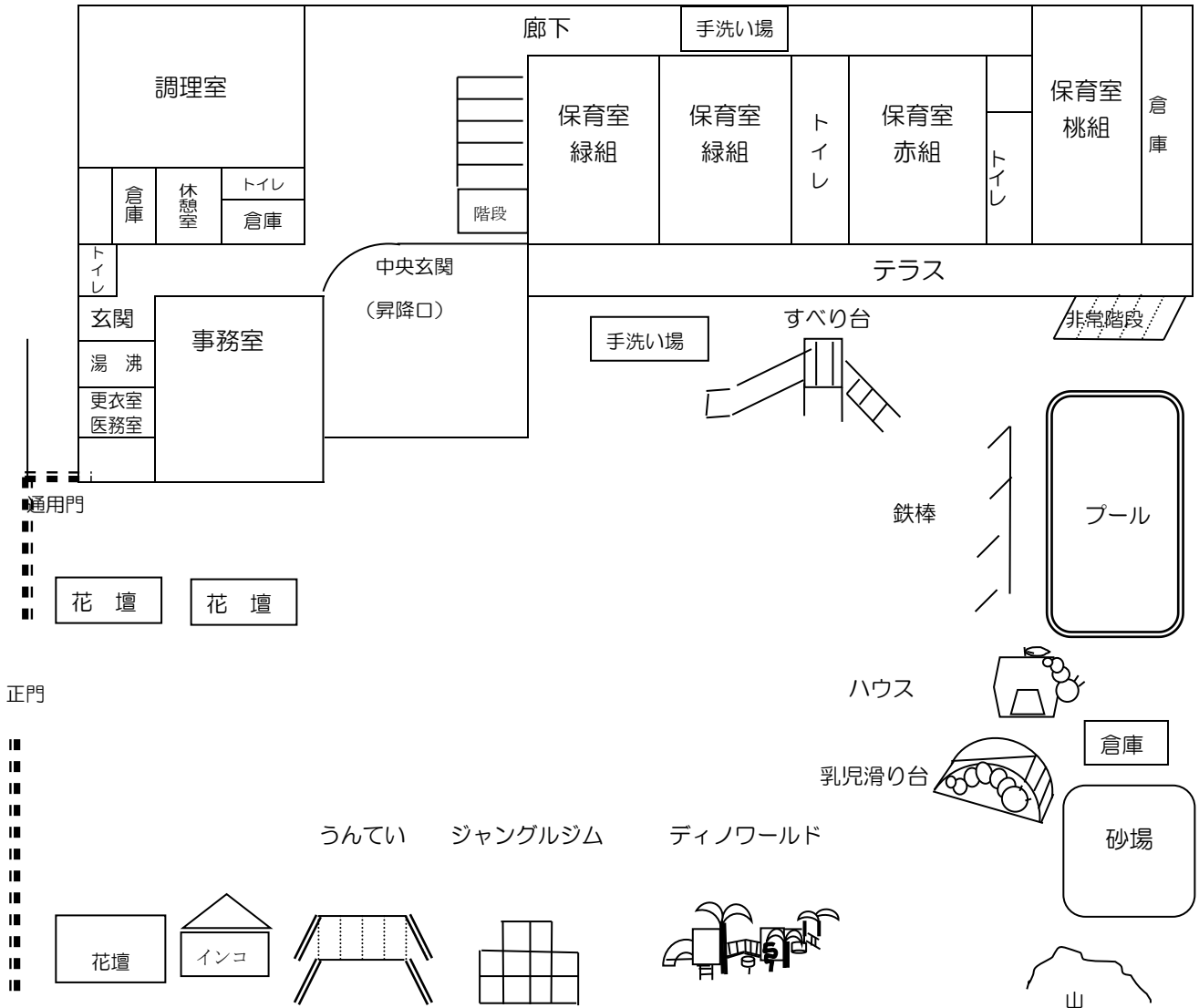
# 園舎見取り図

- 年長（5歳児）・・・青組
- 年中（4歳児）・・・黄組
- 年少（3歳児）・・・緑組
- 乳児（2歳児）・・・赤組
- （0・1歳児）・・・桃組

## 2階



## 1階



※園児の状況により保育室の配置は変更する場合があります。

## 概 要

設置・経営主体名称	社会福祉法人 豊橋みなみ福祉会 植田保育園
開設年月	昭和39年 4月 1日
敷地面積	1986.71 m <sup>2</sup>
建物面積	965.12 m <sup>2</sup>
建物構造	鉄筋コンクリート造 2階建

## 沿 革

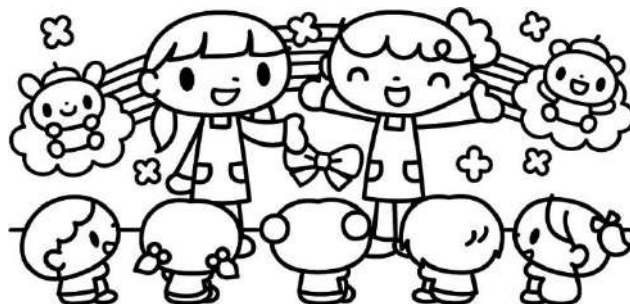
昭和30年代に、住宅団地を誘致すると、急激に世帯が増加していった。特に昭和34（1959）年より5年間では、それまでの植田町内約550世帯に対し、320世帯の増加とあつという間に人口がふくれあがっていった。これらの住宅団地入居者の子弟及び地元の幼児たちは、校区内に保育所がないので他校区の保育所に通園していた。

こうした現状と昭和37年度（1962）、植田小学校の旧校舎払い下げを契機に、多年宿願の保育所設立の件が緒についた。昭和37年度（1962）には、校区内に所在していた愛知県農事試験場が、3月末に市内飯村町に移転。その建物を保育園増築に加えるため、県当局へ払い下げの陳情をした。町内の熱意といろいろな好条件が重なり保育園の設置が始まった。

こうして昭和39（1964）年4月1日、植田町字池下70番地の地に社会福祉法人豊橋市植田保育園が開設された。

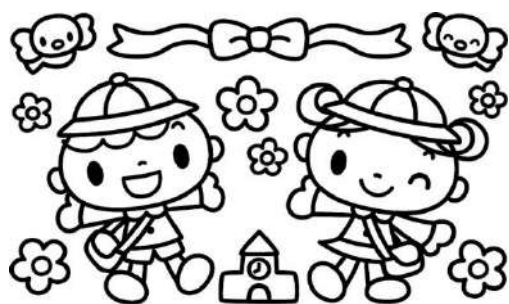
昭和53（1978）年12月、現在の植田町字池堀田68番地の1の地に移転、改築された。その後、平成14年2月、遊戯室を増改築し、現在に至っている。

『豊橋市制施行100周年記念 校区のあゆみ 植田』（平成18年12月刊）から





入園のしおりは卒園するまで大切に保管してください



《令和6年度》